

## 国立公園の指定及び公園計画の決定等に関する パブリック・コメントの実施結果について

### 1. 概要

平成 19 年 6 月 5 日から 7 月 4 日までの間、今回の指定案等に対する国民の皆様からの御意見を募集した結果について、概要を取りまとめたので公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会においてもこれらの結果を報告します。

### 2. 指定等に対する国民からの意見募集の結果

#### 【提出意見数】

・封書等によるもの	3 通
・FAXによるもの	3 通
・電子メールによるもの	4 通
合計	10 通

#### 【整理した意見総数】

##### (内容別)

・今回の指定案等に係るもの	13 件
・その他の意見	10 件
合計	23 件

##### (公園別)

・尾瀬国立公園(仮称)に係るもの	23 件
・日光国立公園(尾瀬地域)に係るもの	0 件
合計	23 件

#### 【御意見の概要と対応方針】

添付「尾瀬国立公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に関するパブリック・コメントの実施結果」のとおり

### 3. 今後の予定

平成 19 年 7 月 25 日	中央環境審議会に変更案等を諮問
平成 19 年 7 月下旬	中央環境審議会より答申
平成 19 年 8 月下旬	中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容等を官報告示

## 尾瀬国立公園（仮称）の指定及び公園計画の決定に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	御意見の概要	件数	対応方針
国立公園の指定及び公園計画に関する御意見			
1	「尾瀬国立公園」は地元にとってうれしい。会津駒ヶ岳や帝釈山、田代山なども区域に入ることになっており、自然保護体制強化に期待する。	1	ご意見を踏まえ、地元とも協働して自然保護体制の強化に努めてまいります。
2	今回の指定は一帯の自然地域を保護するために計画されたものであり賛成する。ただし、道路や歩道の整備については、利用の促進を重要視することなく保護を前提とし、計画により新たな環境破壊を呼ぶことがないような適切な利用を考えてもらいたい。	1	利用施設計画については、既存の施設であり、かつ必要最小限のものを計画に位置づけており、整備等にも細心の注意を払うこととしております。
3	会津駒ヶ岳、帝釈山、田代山地域の保護の具体案を早急に策定して公表して欲しい。	1	公園の指定後に策定する管理計画等において、有識者をはじめとする関係者等の意見を聴いて保護管理の具体的な方針について定める予定です。また、策定した管理計画は公表致します。
4	日光国立公園尾瀬地域の単独化には反対しないが、会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域への拡大は反対。当地域は原生森林生態系を有する極めて重要な地域であるが、公園計画には人間の利用を制限・調整するための具体的方策が示されおらず、指定により無原則・無秩序に積極的利用が図られ壊滅的に破壊されるおそれがある。林野庁は当地域を「森林生態系保護地域」及び「緑の回廊」とし、人間の利用を制限し厳格に保護することにしており、この方が当地域の原生森林生態系を確実に次世代に手渡すことができると思う。	1	<p>拡張区域にかかる公園計画（案）では、会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域の山頂付近の湿原群とその周辺の原生的なオシラビソ林について、特別保護地区または第1種特別地域として厳正に保護を図ることとしており、利用施設計画についても、既存施設のうち必要最小限のもののみを位置づけています。</p> <p>当該地域は、自然公園法に基づき、当該地域の貴重な自然の保護と利用の適正化のための施策を講じることが、当該地域の貴重な自然環境を維持する上で重要であると考えます。</p>

番号	御意見の概要	件数	対応方針
5	<p>黒岩山 - 台倉高山間の稜線及びその周辺地区は現状の原生的自然状況を維持・保護し、登山道や道標などの整備は一切行わないこと、この地域への入域・利用については、登山道などの施設がないことを前提とした限定的な利用にとどめることを提案する。</p> <p>この地域は、尾瀬沼に近接していながら入域者がほとんどなく、原生的な自然状態がよく保存されており、尾瀬沼周辺と比較観察ができる絶好の自然保護研究エリアとなり得る。また、自然の保護と利用のあり方で多様な形態を持つことは、本公園の価値と魅力を高めることになる。</p>	1	<p>黒岩山 - 台倉高山間は一般的な利用がないことから、今回は公園計画歩道に位置づけていません。したがって、整備等の予定はありません。</p> <p>ご提案を参考にしながら、今後とも当該地域の保全に努めてまいります。</p>
6	<p>単独公園化については賛成。新たに編入する公園区域に関し、会津駒ヶ岳に接続する三ツ岩岳・窓明山の稜線部から東斜面を中心とした区域をさらに追加編入すべき。</p>	1	<p>公園区域（案）は、国立公園としての資質を有している地域について、地元や関係機関等の意見を踏まえて選定しています。</p> <p>今後の公園区域の見直しの際には、御指摘の区域を含めて情報収集等に努め、必要に応じて検討してまいります。</p>
7	<p>第3種特別地域には檜枝岐村有林が含まれるので住民の生活に支障をきたすことの無いようにして欲しい。</p>	1	<p>第3種特別地域では、各種行為に許可が必要となりますが、通常行われる農林業活動は引き続き実施可能です。今後とも当該地域における住民の生活に支障をきたさぬよう配慮してまいります。</p>
8	<p>旧栗山村～馬坂峠～福島県檜枝岐村を結ぶ国有林重要幹線林道道川俣・檜枝岐線は、帝釈山・田代山へのアクセス道路として、広域的には日光国立公園と尾瀬国立公園を結ぶ道路として重要あるため、公園計画に盛り込んで欲しい。</p>	2	<p>当該林道は、専ら国有林野の管理用の道路として位置づけられていることから、公園計画道路に位置づけておりません。</p> <p>今後、当該道路の位置付け、利用実態等を踏まえ、公園計画への追加の必要性を検討してまいります。</p>

番号	御意見の概要	件数	対応方針
9	<p>今回指定される会津駒ヶ岳と田代山、帝釈山の指定には異論がないが、8月にも指定されるということが地元関係者にすらく知られていないことを懸念している。余裕を持ったスケジュールにより、地元に対する十分な周知・調整等を行った上で指定すべき。</p>	1	<p>公園計画（案）等については、平成18年12月に檜枝岐村において2回の住民説明会を、また、平成19年3月には福島県と群馬県において2回の地元説明会を開催し、住民や関係者の皆様への周知に努めてまいりました。今後指定時期についても、審議会答申後に確定し次第、周知を徹底してまいります。</p>
10	<p>指定理由の「日光国立公園日光地域と尾瀬地域の植生や地形、景観、利用状況が異なる」という説明は不適切な理由付けである。両地域は、植生、地形、景観、文化・伝統・利用の面からみて、飛び地状に指定されている他の国立公園や、日光国立公園の那須甲子や塩原地域と比べても、連続性、関連性が強い地域である。</p> <p>今回の分離独立は、他の国立公園においても同様の見直しが可能となることを意味する大きな政策転換であり、政策的な意味や誰もが納得する明確な理由が必要。</p>	1	<p>本地域は、尾瀬ヶ原や尾瀬沼の一带と、その周辺の燧ヶ岳、至仏山などの山岳地、さらにそこから北部の会津駒ヶ岳及び東部の田代山・帝釈山に至る地域から構成され、亜高山帯のオオシラビソ林と山地帯のブナ林や、発達した山地湿原が優れた景観を呈しています。</p> <p>本地域は、景観の連続性、植生等の自然環境の同一性及び利用の一体性を有するとともに、会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山地域を今回編入することにより、一の国立公園たり得る規模を有することとなります。</p> <p>このため、新たに一つの国立公園として指定し、風致景観の維持と適正な利用の推進を図っていくこととしています。</p>
11	<p>環境省の尾瀬担当の職員は少なく、都道府県に多くの負担をかけている。分離独立より管理体制の強化を先にすべきであり、組織体制を見直し、現在の公園計画のエリア設定のあり方を見直すことが先ではないか。</p>	1	<p>環境省においては、本公園の管理が適切に行われるよう、管理体制の充実に努めていく考えです。</p> <p>また、地域制をとる我が国の国立公園の管理運営は、国だけではなく、地元、地方公共団体、地域住民、NGO、利用者等、多様な主体の理解と協力のもとに行われていくことが適当であることから、今後そのためのモデル的な取組を進めていく考えです。</p>
12	<p>登山道の整備や管理について、地元自治体任せにならないよう、予算確保や人員配置など十分配慮して欲しい。</p>	1	<p>登山道の整備や管理については、関係機関との適切な分担・協力のもと、適切な整備・管理の充実に努めてまいります。</p>

番号	御意見の概要	件数	対応方針
その他の御意見			
13	ニホンジカによる湿原、森林などへの植物被害対策を強化して欲しい。10年にわたるこれまでの調査で被害増加の傾向が把握されてきているのに具体的な行動計画（捕獲計画）が打ち出されないのはなぜか。	2	尾瀬のシカ対策として、尾瀬に侵入するシカの越冬地及び季節移動経路の把握に努めて参りました。 これまでの調査結果に基づき、尾瀬へ侵入するシカの主な季節移動経路の一つが明らかとなったため、今後、適切な対策を行うための移動経路の把握にさらに努めるとともに、判明した経路上での捕獲など具体的な対策を、関係者との調整を図りつつ進めていく予定です。
14	日本の昆虫相の解明にはアマチュア研究者が大きな役割を果たしてきている。国立公園に指定されることにより生物の採取が制限されると思われるが、研究者が生物調査をする際には現在より簡便に調査を行えるようなシステムを作って欲しい。	1	指定予定地のうち特別保護地区においては、自然公園法により動物の採取が規制されることとなりますが、学術研究その他公益上必要な採取であって、審査基準に適合するものについては許可を得ることが可能です。
15	今回の公園指定に伴い、会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域でも環境省予算で生物調査が行われるときいた。公的な予算を使ったデータは国民の財産なので、報告書の入手・閲覧がしやすいよう配慮して欲しい。調査で得られた標本は、生物多様性センターや博物館等との協力により、可能な限り保管して欲しい。	1	環境省が行う調査の報告書については、希少な動植物の生息・生育地に関する情報の取扱いに配慮しつつ、可能な限り環境省ホームページや環境省図書館、関係地方環境事務所等において閲覧できるようにしてまいります。また、調査で得られた標本の保管体制についても、生物多様性センター等での保管について検討してまいります。
16	会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山で生物調査をする予定で、会津森林管理署南会津支署長より許可を得ている。これらの調査は9～10月になるが尾瀬国立公園の発足が8月になった場合、発足後の調査についてどうなるのか教えて欲しい。	1	原則として、公園指定時点で採取等の行為に着手しているのでなければ、改めて自然公園法に基づく許可申請等の手続きが必要になりますので、指定後における許可手続きの詳細については、尾瀬自然保護官事務所までご相談下さい。
17	尾瀬沼キャンプ場の旧ゴミ焼却場、見晴地区の旧共同ゴミ処理場、山の鼻の旧公衆トイレ跡、沼尻休憩所跡などのゴミ処理を早急に進めて欲しい。	1	環境省所管地内については、本年8月中にも撤去作業に着手することとしています。また、環境省所管地以外の地域についても、関係自治体や地元関係者が協力して撤去作業を実施しているところです。

番号	御意見の概要	件数	対応方針
18	至仏山東面登山道を上り専用にする案が出されたが、入山者へ周知されていないので指導を徹底して欲しい。	1	現在、周知徹底を図るべく、関係機関が様々な取り組みを行っているところです。さらに、各種媒体を活用し、周知徹底に努めてまいります。
19	尾瀬沼湖畔の長蔵小屋別館跡に新設したヘリポートは供用されている痕跡がない。長蔵小屋は以前からの自家用ヘリポートで荷下ろししている。税金を投入して建設したヘリポートをなぜ有効利用しないのか。	1	尾瀬沼地区内の山小屋は、基本的には新設したヘリポートを使用して荷下ろしを行っています。ただし、ヘリポートから施設まで人力で荷物が運べないなど特別な事情が生じた場合に限り、例外的に別の場所への荷下ろしをする場合もあります。
20	利根漁協が尾瀬ヶ原にヤマメを放流した。尾瀬に生息しているイワナへの悪影響が懸念される。環境省は改善を指導することはできないのか。	1	漁業権の存する水面において、漁業の免許を受けた漁協が当該漁業権にかかるヤマメを放流することについて、自然公園法上の規制はありません。ヤマメを放流することによる自然環境への影響については、環境省としても十分な関心を持っていきたいと考えています。
21	尾瀬沼の水を取水口により群馬側に流していること、山小屋による水利用が増加していることにより、見晴地区の湿原の乾燥化が急ピッチで進んでいるので改善を図って欲しい。	1	現状の利水実態に伴う湿原への具体的な影響は明らかとはなっていませんが、今後とも湿原の保全のためのモニタリングを関係者との協力のもと行っていくとともに、その結果を踏まえ、必要な対策を検討してまいります。